

別表3 郵便等による不在者投票のできる方

	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	
両下肢機能障害	特別項症から 第2項症まで	1級もしくは2級	
体幹機能障害			
移動機能障害	特別項症から 第3項症まで	1級もしくは3級	
心臓機能障害			
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう機能障害			
直腸機能障害			
小腸機能障害			
肝臓機能障害			
免疫障害			1級から3級
介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方			

別表2 不在者投票指定施設(町内)

病 院	清水病院 皆野病院
老人ホーム	ケアハウス 悠う湯ホーム 特別養護老人ホーム 悠う湯ホーム
その他施設	カーサ・ミナノ

手続などの詳細については、選挙管理委員会へお問い合わせください
皆野町選挙管理委員会(総務課内) ☎62-1231

政治家の寄附は禁止！有権者が政治家に寄附を求めることも禁止！

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、一定の例外を除き法律で禁止されています。

また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも法律で禁止されています。

※政治家とは、候補者、候補者となろうとする者および現に町議会議員や町長などの公職にあるものをいいます。

例えばこんな行為はできません。

- 政治家が、選挙区内の人にお歳暮やお年賀を贈ること
 - 政治家が、選挙区内の人へ年賀状や暑中見舞い等のあいさつ状を出すこと（答礼のための自筆によるものを除く）
 - 政治家が、選挙区内の人へ祝儀や香典を出すこと（本人が出席しない場合）
 - 町内会の役員が、お祭りの時に政治家に寄附を求めること
- ※後援団体（いわゆる後援会）も、選挙区内の人や団体に寄附することは、一定の例外を除き禁止されています。

選挙運動のルール

選挙運動は、有権者が投票する候補者を選択するための大切な手がかりになるものですから、本来、できる限り自由に行えることが望ましいものです。

しかし、無制限な自由を認めると、その選挙が候補者の財力などによってゆがめられるおそれがあります。そこで、選挙の公正を確保するために、一定のルールが設けられています。

選挙運動のできる期間

告示日に立候補の届出をしてから投票日の前日まで

次のような選挙運動は禁止されています

戸別訪問

有権者の家などを訪ねて、投票を依頼したり、または投票しないように依頼するような行為は禁止されています。

署名運動

特定の候補者に投票をするように、あるいは投票しないようにする目的をもって、有権者に対し署名を求めることは禁止されています。

人気投票の公表

選挙に関する事項を動機として、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表することは禁止されています。

連呼行為

候補者の氏名や政党名などを連呼する行為は原則として禁止されています。ただし、個人演説会場や街頭演説の場所で行う場合と、午前8時から午後8時までの間に選挙運動用自動車の上から行う場合は認められています。

飲食物の提供の禁止

候補者だけでなくすべての人について、選挙運動に関して、お茶や通常用いられる程度の菓子や果物以外の飲食物を提供する行為は禁止されています。

※運動員・労務者に対して、一定の制限の範囲内で弁当を提供することは認められています。

氣勢を張る行為

選挙運動のために自動車を連ねるなどして氣勢を張る行為は禁止されています。